

横浜市リハビリテーション事業団のオープンデイに関する実施要領

制定 令和 7 年 3 月 1 日

1 趣旨

本事業は、社会福祉法における「地域における公益的な取組」の一環として、障害児者や一般市民に対して、日頃の事業・業務で培ったリハビリテーションや福祉等に関する知見・情報・福祉用具等を広く紹介するとともに、障害児者の福祉の向上と増進に寄与することを目的に実施する。

2 実施体制

本事業は事業団全体での取組として実施する。その実施のため、役員会議・幹部会議の直下に以下の実施体制を組織する。

- (1) 実行委員長及び副実行委員長を置き、必要な部門及び運営事務局を組織して、各構成員を配置する。
- (2) 実行委員長は役員会議において指名し、副実行委員長は実行委員長が指名する。
- (3) 各構成員は事業団全体を対象に選任する。
- (4) アドバイザーを置くことができる。アドバイザーは理事長が常務理事の中から指名する。

3 役割

実施体制における役割は以下のとおりとする。

- (1) 役員会議において本事業全体を統括する。
- (2) 実行委員長は本事業全体を管理・執行する。副実行委員長は実行委員長を補佐し本事業を管理・執行する。
- (3) 各構成員はそれぞれ担当する業務を遂行する。
- (4) 運営事務局の庶務は経営部が担う。
- (5) アドバイザーは本事業全体及び事業団事業・業務全体の観点から助言等を行う。

4 勤務の取扱い

本事業にかかる職員の勤務の取扱いは業務とする。

5 業務委託

本事業の実施にあたり、円滑に企画・広報・設営等を進めるために必要がある場合には、業務の一部を専門事業者に委託することができる。

6 その他

理事長は、この要領に定めることのほか、必要な事項を定めることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 ヨコハマ・ヒューマン&テクノランド（ヨッテク）実施要領は、廃止する。